

日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

第3部 関連

セクション7 資料に関する関連

第44章

資料と個人・家族・団体との関連

2018年12月25日 作成
2019年1月7日 公開
2022年1月28日 最終更新

* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会: ncr@jla.or.jp

編集 日本図書館協会目録委員会
発行 公益社団法人日本図書館協会
〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
Tel. 03-3523-0811 Fax. 03-3523-0841

更新履歴

日付	条項番号	更新内容	備考
2022. 1. 28	#44. 0. 6B、 #44. 0. 6C	「個人・家族・団体に対するアクセス・ポイント」を「個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント」に修正	
2022. 1. 28	#44. 2. 1	「関連元：著作「海潮音」（優先タイトル）」を「関連元：著作「海潮音」（優先タイトル）の表現形」に修正。 「関連元：著作「日本のうた」（優先タイトル）」を「関連元：著作「日本のうた」（優先タイトル）の表現形」に修正。 「関連元：著作「日本詩歌集」（優先タイトル）」を「関連元：著作「日本詩歌集」（優先タイトル）の表現形」に修正	

第 44 章 資料と個人・家族・団体との関連

目次	
#44 資料と個人・家族・団体との関連	3
#44.0 通則	3
#44.0.1 記録の目的	3
#44.0.2 記録の範囲	3
#44.0.2.1 エレメント	3
#44.0.3 情報源	3
#44.0.3A 著作・表現形・体現形	3
#44.0.3B 個別資料	4
#44.0.4 記録の方法	4
#44.0.4.1 関連先情報	4
#44.0.4.1A 識別子による記録	4
#44.0.4.1B 典拠形アクセス・ポイントによる記録	4
#44.0.5 関連指示子	4
#44.0.6 関連の記録に影響を与える変化	4
#44.0.6A 複数巻単行資料	5
#44.0.6B 逐次刊行物	5
#44.0.6C 更新資料	5
#44.0.7 注記	5
<#44.1～#44.4 資料と個人・家族・団体との各関連>	5
#44.1 著作と個人・家族・団体との関連	5
#44.1.0 通則	5
#44.1.1 創作者	6
#44.1.1 創作者 別法	6
#44.1.1A 著作の創作に責任を有する単一の創作者	6
#44.1.1A1 著作の創作に責任を有する団体	7
#44.1.1B 著作の創作に責任を有する複数の個人・家族・団体	8
#44.1.1C 改作、改訂等による新しい著作の創作に責任を有する個人・家族・団体	9
#44.1.1D 注釈、解説、図等を追加した新しい著作の創作に責任を有する個人・家族・団体	9
#44.1.2 著作と関連を有する非創作者	9
#44.1.2.1 法令等と関連を有する非創作者	10
#44.1.2.1.0 適用範囲	10
#44.1.2.1.1 法律、規則等が適用される法域	10

#44.1.2.1.2	刊行機関・所管機関.....	10
#44.1.2.1.3	規則が適用される裁判所.....	11
#44.1.2.1.4	憲章等が適用される団体.....	11
#44.1.2.1.5	裁判記録と関連を有する個人または団体.....	11
#44.1.2.1.5.1	刑事裁判等で訴追されている個人または団体.....	11
#44.1.2.1.5.2	起訴された個人または団体.....	11
#44.1.2.1.5.3	民事等の刑事以外の訴訟を提起する個人または団体.....	11
#44.1.2.1.5.4	民事等の刑事以外の訴訟の被告側の個人または団体.....	11
#44.1.2.1.5.5	裁判官.....	11
#44.1.2.1.5.6	当事者.....	11
#44.1.2.1.5.7	当事者の代理を務める弁護士.....	12
#44.1.2.1.6	条約への参加者.....	12
#44.2	表現形と個人・家族・団体との関連.....	12
#44.2.0	通則.....	12
#44.2.1	寄与者.....	12
#44.3	体現形と個人・家族・団体との関連.....	13
#44.3.0	通則.....	13
#44.3.1	出版者.....	13
#44.3.2	頒布者.....	13
#44.3.3	製作者.....	13
#44.3.4	非刊行物の制作者.....	14
#44.3.5	体現形と関連を有するその他の個人・家族・団体.....	14
#44.4	個別資料と個人・家族・団体との関連.....	14
#44.4.0	通則.....	14
#44.4.1	所有者.....	14
#44.4.2	管理者.....	14
#44.4.3	個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体.....	14

#44 資料と個人・家族・団体との関連

#44.0 通則

#44.0.1 記録の目的

資料と個人・家族・団体との関連の記録の目的は、次のとおりである。

- a) 特定の個人・家族・団体と関連を有する、目録中のすべての資料を発見する。
- b) 個人・家族・団体を介した関連する実体への誘導により、目録内外における各種実体を発見する。

#44.0.2 記録の範囲

資料と個人・家族・団体との関連とは、ある著作・表現形・体现形・個別資料が、ある個人・家族・団体に対して有する関連である。

#44.0.2.1 エレメント

資料と個人・家族・団体との関連には、a)～d)の種類がある。各関連の下に列挙したものが、エレメントである。

- a) 著作と個人・家族・団体との関連（参照：#44.1を見よ。）
 - ①創作者（参照：#44.1.1を見よ。）
 - ②著作と関連を有する非創作者（参照：#44.1.2を見よ。）
- b) 表現形と個人・家族・団体との関連（参照：#44.2を見よ。）
 - 寄与者（参照：#44.2.1を見よ。）
- c) 体现形と個人・家族・団体との関連（参照：#44.3を見よ。）
 - ①出版者（参照：#44.3.1を見よ。）
 - ②頒布者（参照：#44.3.2を見よ。）
 - ③製作者（参照：#44.3.3を見よ。）
 - ④非刊行物の制作者（参照：#44.3.4を見よ。）
 - ⑤体现形と関連を有するその他の個人・家族・団体（参照：#44.3.5を見よ。）
- d) 個別資料と個人・家族・団体との関連（参照：#44.4を見よ。）
 - ①所有者（参照：#44.4.1を見よ。）
 - ②管理者（参照：#44.4.2を見よ。）
 - ③個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体（参照：#44.4.3を見よ。）

#44.0.3 情報源

#44.0.3A 著作・表現形・体现形

著作・表現形・体现形と個人・家族・団体との関連は、著作または表現形を具体化した体现形の優先情報源における表示に基づいて記録する。

（参照：#2.0.2.2～#2.0.2.2.4.4を見よ。）

表示が不明確または不十分な場合は、次の情報源からこの優先順位で採用する。

- a) 資料に顕著に現れたその他の表示
- b) 資料の内容（図書のテキスト等）にのみ現れた情報

c) その他の情報源

#44.0.3B 個別資料

個別資料と個人・家族・団体との関連は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

#44.0.4 記録の方法

関連先情報、または関連先情報と関連指示子を用いて、関連を記録する。

#44.0.4.1 関連先情報

関連先となる個人・家族・団体を識別できる情報を、次のうち一つ以上の方法によって記録する。

- a) 識別子
- b) 典拠形アクセス・ポイント

#44.0.4.1A 識別子による記録

関連先の個人・家族・団体に付与された国際標準番号、またはそれに代わる標準システムの番号等を記録する。

記録する識別子は、関連先の実体を一意に識別できるものでなければならない。

当該識別子の管理機関が定める形式に基づき、識別子の種類が明確に示されるように記録する。

(参照：識別子については、#6.18、#7.10、#8.12 を見よ。)

#44.0.4.1B 典拠形アクセス・ポイントによる記録

関連先の個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを記録する。

(参照：典拠形アクセス・ポイントの構築については、#26～#28を見よ。)

#44.0.5 関連指示子

資料と個人・家族・団体との関連の詳細を表すために必要な場合は、関連先の個人・家族・団体の識別子および（または）典拠形アクセス・ポイントに、関連指示子を付加する。

個人・家族・団体が有する関連が複数の種類に及ぶ場合は、複数の関連指示子を記録する。

関連指示子は、付録#C.2 に列挙する用語から、データ作成機関が必要とする詳細度のものを記録する。適切な用語がない場合は、データ作成機関が関連の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。

#44.0.6 関連の記録に影響を与える変化

複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料において、著作・表現形・体现形に対する責任性の変化が生じた場合は、それぞれについて適切な個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを追加し、資料とそれらとの関連を記録する。

(参照：責任性の変化が著作の識別に影響を与え、新しい著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構築を必要とする場合は、#22.0.2 を見よ。)

#44.0.6A 複数巻単行資料

複数巻単行資料の途中の部分に責任性の変化が生じ、その変化がアクセスに重要な場合は、複数巻単行資料の途中の部分と関連を有するすべての個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを追加し、資料とそれらとの関連を記録する。

(参照: #44.1.0、#44.2.0、#44.3.0 を見よ。)

#44.0.6B 逐次刊行物

逐次刊行物の途中の巻号に、新規の記述の作成を必要としない責任性の変化が生じ(参照: #2.2.0.6 を見よ。)、その変化がアクセスに重要な場合は、逐次刊行物の途中の巻号と関連を有するすべての個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを追加し、資料とそれらとの関連を記録する。

(参照: #44.1.0、#44.2.0、#44.3.0 を見よ。)

#44.0.6C 更新資料

更新資料のイテレーションの間に責任性の変化が生じ(参照: #2.2.0.6 を見よ。)、その変化がアクセスに重要な場合は、更新資料の最新のイテレーションと関連を有するすべての個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを構築し、資料とそれらとの関連を記録する。

(参照: #44.1.0、#44.2.0、#44.3.0 を見よ。)

アクセスに重要な場合は、過去に責任を有していた個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを残す。

#44.0.7 注記

資料と個人・家族・団体との関連について説明を要する場合(例えば、責任表示に関して著作における著者の帰属が不明確な場合など)は、必要に応じて次の注記を記録する。

- a) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2 を見よ。)
- b) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3 を見よ。)
- c) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5 を見よ。)
- d) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6 を見よ。)
- e) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7 を見よ。)
- f) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8 を見よ。)
- g) データ作成者の注記(参照: #4.12、#5.8 を見よ。)

<#44.1~#44.4 資料と個人・家族・団体との各関連>

#44.1 著作と個人・家族・団体との関連

#44.1.0 通則

著作と個人・家族・団体の関連には、次のエレメントがある。

- a) 創作者(参照: #44.1.1 を見よ。)
- b) 著作と関連を有する非創作者(参照: #44.1.2 を見よ。)

資料に複数の著作が含まれ、各著作が異なる個人・家族・団体と関連している場合は、各

著作において関連する個人・家族・団体を記録する。

#44.1.1 創作者

創作者は、エレメントである。

創作者は、コア・エレメントである。創作者が複数存在する場合は、すべてコア・エレメントである。

創作者とは、著作の創作に責任を有する個人・家族・団体（著者、編纂者、作曲者など）である。

創作者には、一つの著作の創作に共同で責任を有する複数の個人・家族・団体が含まれる。これには、同一の役割を果たす創作者と、異なる役割を果たす創作者とがある。

（参照：#44.1.1B を見よ。）

著作の集合について、内容の選択、配置、編集によって新しい著作が生じたと考えられる場合は、その編集等に責任を有する個人・家族・団体を、新しい著作の創作者として扱う。

既存の著作の改変について、その性質や内容が実質的に変化し、新しい著作が生じたと考えられる場合は、その改変に責任を有する個人・家族・団体を、新しい著作の創作者として扱う。

（参照：付録#C.2 を見よ。）

#44.1.1 創作者 別法

創作者は、エレメントである。

創作者は、コア・エレメントである。*創作者が複数存在する場合は、最も主要な責任を有する 1 創作者のみ、コア・エレメントである。最も主要な責任を有する創作者が明確でない場合は、最初に表示されている創作者のみ、コア・エレメントである*。

（参照：#22.1.2 別法を見よ。）

創作者とは、著作の創作に責任を有する個人・家族・団体（著者、編纂者、作曲者など）である。

創作者には、一つの著作の創作に共同で責任を有する複数の個人・家族・団体が含まれる。これには、同一の役割を果たす創作者と、異なる役割を果たす創作者とがある。

（参照：#44.1.1B を見よ。）

著作の集合について、内容の選択、配置、編集によって新しい著作が生じたと考えられる場合は、その編集等に責任を有する個人・家族・団体を、新しい著作の創作者として扱う。

既存の著作の改変について、その性質や内容が実質的に変化し、新しい著作が生じたと考えられる場合は、その改変に責任を有する個人・家族・団体を、新しい著作の創作者として扱う。

（参照：付録#C.2 を見よ。）

#44.1.1A 著作の創作に責任を有する単一の創作者

著作と、その単一の創作者（個人・家族・団体）とを関連づける。

<個人>

著者: 高木, 貞治, 1875-1960

(関連元: 著作「解析概論」(優先タイトル))

著者: Smith, Adam, 1723-1790

(関連元: 著作「Inquiry into the nature and causes of the wealth of nations」
(優先タイトル))

編纂者: 新村, 出, 1876-1967

(関連元: 著作「広辞苑」(優先タイトル))

写真撮影者: 土門, 拳, 1909-1990

(関連元: 著作「土門拳自選作品集」(優先タイトル))

書者: 空海, 774-835

(関連元: 著作「風信帖」(優先タイトル))

美術制作者, 著者: 山本, 作兵衛, 1892-1984

(関連元: 著作「炭坑に生きる」(優先タイトル))

リブレット作者, 作曲者: <http://id.ndl.go.jp/auth/ndlna/00116840>

(松村, 禎三, 1929-2007 に対する国立国会図書館の典拠データの URI)

(関連元: 著作「沈黙」(優先タイトル))

<家族>

三条 (家)

(関連元: 著作「三条家文書」(優先タイトル))

(参照: #22.1.1 を見よ。)

#44.1.1A1 著作の創作に責任を有する団体

団体を創作者とみなすのは、団体に由来するか、団体が責任刊行したか、または責任刊行させた著作で、次のいずれかに該当するものである。

a) 団体の管理的な性格の著作

①内部方針、手続き、財政、運用

著者: 岩手県

(関連元: 著作「岩手県」(優先タイトル) (岩手県ホームページ))

②役員、職員、会員 (例: 名簿)

著者: 日本癌学会

(関連元: 著作「日本癌学会会員名簿」(優先タイトル))

③資源 (例: 目録、財産目録)

著者: 天理図書館

(関連元: 著作「善本圖録」(優先タイトル))

④沿革 (例: 社史)

著者: 三井信託銀行株式会社

(関連元: 著作「三井信託銀行 70 年のあゆみ」(優先タイトル))

- b) 団体の集団的意思を記録した著作（例：委員会や審議会などの報告、対外政策に関する立場を示した公式見解、白書、規格）
著者：大阪府
（関連元：著作「地球社会に貢献する大阪を目指して」（優先タイトル））
- c) 団体の集団的活動を報告した著作
- ①会議（例：議事録、予稿集）
著者：熊本地名シンポジウム
（関連元：著作「熊本の地理と地名」（優先タイトル））
- ②調査団・視察団（例：調査報告）
著者：野尻湖発掘調査団
（関連元：著作「野尻湖の発掘写真集」（優先タイトル））
- ③公聴会
著者：東京都中野区. 議会
（関連元：著作「東京都中野区議会区長選出対策特別委員会公聴会記録」（優先タイトル））
- ④催し（例：展覧会、博覧会、祝祭の案内）
著者：別府アルゲリッチ音楽祭
（関連元：著作「別府アルゲリッチ音楽祭公式報告書」（優先タイトル））
- d) 演奏・演技グループが、単に演奏・演技するだけではなく、創作にも相当程度関与した著作
作曲者：Ornette Coleman Double Quartet
（関連元：著作「Free jazz」（優先タイトル））
- e) 団体に由来する地図著作
著者：国土地理院
（関連元：著作「弘前」（優先タイトル））
- f) 法令等
制定法域団体：東京都
（関連元：著作「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（優先タイトル））
- g) 複数の美術制作者が集合した団体による、タイトルを有する個別の美術著作
美術制作者：Daum Frères
（関連元：著作「Tristan et Yseult」（優先タイトル））

（参照：#22.1.1Aを見よ。）

#44.1.1B 著作の創作に責任を有する複数の個人・家族・団体

著作と、その複数の創作者（個人・家族・団体）とを関連づける。

<同一の役割を果たす複数の個人・家族・団体>

著者：大河内, 一男, 1905-1984

著者: 松尾, 洋, 1911-

(関連元: 著作「日本労働組合物語」(優先タイトル))

著者: ランダウ, レフ・ダヴィドヴィッチ, 1908-1968

著者: リフシツ, エフゲニイ・ミハイロヴィッチ, 1915-1985

(関連元: 著作「量子力学」(優先タイトル))

(優先名称と優先タイトルの言語を日本語とする別法を適用した例)

作曲者, リブレット作者: 林, 光, 1931-2012

作曲者, リブレット作者: 萩, 京子

(関連元: 著作「十二夜 (オペラ)」(優先タイトル))

<それぞれ異なる役割を果たす複数の個人・家族・団体>

インタビュアー: Gsell, Paul

インタビュイー: Rodin, Auguste, 1840-1917

(関連元: 著作「Art」(優先タイトル))

作詞者: 高野, 喜久雄, 1927-2006

作曲者: 高田, 三郎, 1913-2000

(関連元: 音楽作品「水のいのち」(優先タイトル))

(参照: #22.1.2~#22.1.2A 別法を見よ。)

#44.1.1C 改作、改訂等による新しい著作の創作に責任を有する個人・家族・団体

著作と、改作、改訂等による新しい著作の創作者(個人・家族・団体)とを関連づける。

著者: 村山, 知義, 1901-1977

(関連元: 著作「戯曲夜明け前」(優先タイトル))

(参照: #22.1.3 を見よ。)

#44.1.1D 注釈、解説、図等を追加した新しい著作の創作に責任を有する個人・家族・団体

著作と、注釈、解説、図等を追加した新しい著作の創作者(個人・家族・団体)とを関連づける。

著者: 片桐, 洋一, 1931-

(関連元: 著作「古今和歌集全評釈」(優先タイトル))

(参照: #22.1.4 を見よ。)

#44.1.2 著作と関連を有する非創作者

著作と関連を有する非創作者は、エレメントである。

著作と関連を有する非創作者は、個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを使用して著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する場合は、コア・エレメントである。

著作と関連を有する非創作者とは、創作者以外で著作と関連を有する個人・家族・団体(書簡の名宛人、記念論文集の被記念者、ディレクター等)である。

(参照: 付録#C.2 を見よ。)

(参照: 法令等と関連を有する非創作者については、#44.1.2.1~#44.1.2.1.6 を見よ。)

被記念者: 国立国会図書館典拠ID: 00080538

(滝川, 政次郎, 1897-1992 に対する国立国会図書館の典拠 ID)

(関連元: 著作「滝川博士還暦記念論文集」(優先タイトル))

映画監督: 小津, 安二郎, 1903-1963

(関連元: 著作「東京物語」(優先タイトル))

名宛人: 巖谷, 小波, 1870-1933

(関連元: 著作「紅葉より小波へ」(優先タイトル))

責任刊行者: 明治大学文芸研究会

(関連元: 著作「文芸研究」(優先タイトル))

#44.1.2.1 法令等と関連を有する非創作者

#44.1.2.1.0 適用範囲

#44.1.2.1.1~#44.1.2.1.4 は、次の著作に適用する。

- a) 立法府の制定法と布告 (憲法、憲章等の基本法を含む)
- b) 法的効力をもつ最高行政官の布告
- c) 命令
- d) 裁判所規則
- e) 法域ではないその他の団体の憲章等

#44.1.2.1.5~#44.1.2.1.6 は、次の著作に適用する。

- f) 事実審裁判所、上訴裁判所、裁判所等の判例集
- g) 複数の裁判所の判例集
- h) 判例の引用集・要録・索引
- i) 刑事訴訟の記録
- j) 民事訴訟の記録
- k) 起訴状・判決文等
- l) 条約

その他の種類の法令等については、著作と関連を有する非創作者の記録に関する基本規定を適用する。

(参照: #44.1.2 を見よ。)

#44.1.2.1.1 法律、規則等が適用される法域

法律、規則等の適用される法域が、それを制定した公布者と一致しない場合は、適用される法域を記録する。

#44.1.2.1.2 刊行機関・所管機関

法律の刊行に責任を有し、または法律を所管する立法府以外の団体を記録する。

命令等が公布機関以外の機関から刊行される場合は、刊行機関を記録する。

#44.1.2.1.3 規則が適用される裁判所

裁判所規則については、その規則が適用される裁判所を記録する。

#44.1.2.1.4 憲章等が適用される団体

法域団体によって制定されるが、法域ではない団体に適用される憲章等については、適用される団体を記録する。

#44.1.2.1.5 裁判記録と関連を有する個人または団体

#44.1.2.1.5.1 刑事裁判等で訴追されている個人または団体

次のものについては、訴追されている個人または団体を記録する。

- a) 刑事裁判、弾劾裁判、軍法会議等、およびこれらの上訴審の公式の訴訟記録
- b) 裁判員に対する説示
- c) 裁判所による判決等の決定
- d) 裁判官の意見

#44.1.2.1.5.2 起訴された個人または団体

起訴状については、起訴された個人または団体を記録する。

#44.1.2.1.5.3 民事等の刑事以外の訴訟を提起する個人または団体

次のものについては、提訴する個人または団体を記録する。

- a) 民事等の刑事以外の訴訟（選挙訴訟を含む）、およびそれらの上訴審の公式の訴訟記録
- b) 裁判員に対する説示
- c) 裁判所による判決等の決定
- d) 裁判官の意見

#44.1.2.1.5.4 民事等の刑事以外の訴訟の被告側の個人または団体

被告側の個人または団体とは、提訴される当事者のことである。

次のものについては、被告側の個人または団体を記録する。

- a) 民事等の刑事以外の訴訟（選挙訴訟を含む）、およびそれらの上訴審の公式の訴訟記録
- b) 裁判員に対する説示
- c) 裁判所による判決等の決定
- d) 裁判官の意見

#44.1.2.1.5.5 裁判官

裁判員に対する説示については、説示を行った裁判官を記録する。

#44.1.2.1.5.6 当事者

裁判に関する一方の当事者の準備書面、答弁書等の公式記録については、双方の当事者を記録する。

弁護士が行う法廷弁論については、弁護士が代理人となっている当事者を記録する。ただし、法域団体によって起訴された裁判については、この規定を適用しない。

#44.1.2.1.5.7 当事者の代理を務める弁護士

裁判に関する一方の当事者の準備書面、答弁書等の公式記録については、当事者の代理を務める弁護士を記録する。

弁護士が行う法廷弁論については、弁護士を記録する。

#44.1.2.1.6 条約への参加者

条約については、署名者、批准者等として条約に参加している政府等の団体を記録する。

条約締約者: United States

条約締約者: Canada

条約締約者: United States. Environmental Protection Agency

条約締約者: Canada. Environment Canada

(関連元: 著作「Great Lakes Water Quality Agreement」(優先タイトル))

#44.2 表現形と個人・家族・団体との関連

#44.2.0 通則

表現形と個人・家族・団体との関連のエレメントには、寄与者がある。

(参照: #44.2.1を見よ。)

資料に複数の表現形が含まれ、各表現形が異なる個人・家族・団体と関連している場合は、各表現形において関連する個人・家族・団体を記録する。

#44.2.1 寄与者

寄与者は、エレメントである。

寄与者とは、表現形の成立に寄与する個人・家族・団体(编者、訳者、注釈者、演奏・演技者等)である。

(参照: 付録#C.2を見よ。)

著作の主要部分は変わらず、それに注釈、挿絵、伴奏等が付加される場合は、注釈者、挿画者、伴奏の作曲者等を寄与者とみなす。

訳者: 呉, 茂一, 1897-1977

(関連元: 著作「Ιλιός」(優先タイトル)の表現形)

编者, 訳者: 上田, 敏, 1874-1916

(関連元: 著作「海潮音」(優先タイトル)の表現形)

指揮者: 小澤, 征爾, 1935-

器楽奏者: Toronto Symphony Orchestra

(関連元: 著作「Symphonie fantastique」(優先タイトル)の表現形)

編曲者: 青島, 広志, 1955-

(関連元: 著作「日本のうた」(優先タイトル)の表現形)

编者: 山本, 健吉, 1907-1988

(関連元: 著作「日本詩歌集」(優先タイトル)の表現形)

既存のデータや情報等の編纂によって新しい著作が生じた場合は、その編纂に責任を有

する個人・家族・団体は、創作者として扱う。

(参照: #44.1.1 を見よ。)

#44.3 体現形と個人・家族・団体との関連

#44.3.0 通則

体現形と個人・家族・団体との関連には、次のエレメントがある。

- a) 出版者 (参照: #44.3.1 を見よ。)
- b) 頒布者 (参照: #44.3.2 を見よ。)
- c) 製作者 (参照: #44.3.3 を見よ。)
- d) 非刊行物の制作者 (参照: #44.3.4 を見よ。)
- e) 体現形と関連を有するその他の個人・家族・団体 (参照: #44.3.5 を見よ。)

資料に複数の体現形が含まれ、各体現形が異なる個人・家族・団体と関連している場合は、各体現形において関連する個人・家族・団体を記録する。

#44.3.1 出版者

出版者は、エレメントである。

出版者とは、刊行物の出版、発行、公開に責任を有する個人・家族・団体である。

(参照: 付録#C.2 を見よ。)

新潮社

(関連元: 体現形「戦国夜話 / 本郷和人著. — 東京: 新潮社, 2016.4」)

#44.3.2 頒布者

頒布者は、エレメントである。

頒布者とは、刊行物の頒布、発売に責任を有する個人・家族・団体である。

(参照: 付録#C.2 を見よ。)

日経 BP 出版センター

(関連元: 体現形「世界の食を愉しむ BEST500: 一生に一度だけの旅 / キース・ベローズほか著; 関利枝子, 花田知恵, 町田敦夫訳. — 東京: 日経ナショナルジオグラフィック社, 日経 BP 出版センター (発売), 2009.12」)

#44.3.3 製作者

製作者は、エレメントである。

製作者とは、刊行物の印刷、複写、成型等に責任を有する個人・家族・団体である。

(参照: 付録#C.2 を見よ。)

東松島市. 教育委員会

(関連元: 体現形「東松島市からのメッセージ / 東松島市著. — [東松島]: 東松島市教育委員会 (製作), 2014.12」)

装丁者: 大原, 信泉

(関連元: 体現形「あふれるひかり / 中村幸一著. — 東京: 北冬舎, 2016.3」)

#44.3.4 非刊行物の制作者

非刊行物の制作者は、エレメントである。

非刊行物の制作者とは、非刊行物の書写、銘刻、作製、組立等に責任を有する個人・家族・団体である。

銅版画制作: 渡辺, 千尋, 1944-2009

(関連元: 有家のセミナリヨの日本人画学生作「セビリアの聖母」(1597年)の復刻作品(1998年))

(銅版画の制作を表す関連指示子を設けて記録した例)

#44.3.5 体現形と関連を有するその他の個人・家族・団体

体現形と関連を有するその他の個人・家族・団体は、エレメントである。

体現形と関連を有するその他の個人・家族・団体とは、出版者、頒布者、製作者、非刊行物の制作者以外の、体現形と個人・家族・団体である。

#44.4 個別資料と個人・家族・団体との関連

#44.4.0 通則

個別資料と個人・家族・団体との関連には、次のエレメントがある。

- a) 所有者 (参照: #44.4.1 を見よ。)
- b) 管理者 (参照: #44.4.2 を見よ。)
- c) 個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体 (参照: #44.4.3 を見よ。)

資料に複数の個別資料が含まれ、各個別資料が異なる個人・家族・団体と関連している場合は、各個別資料において関連する個人・家族・団体を記録する。

#44.4.1 所有者

所有者は、エレメントである。

所有者とは、個別資料に対して所有権を有する個人・家族・団体である。

寄託者: 徳島県立博物館

(関連元: 個別資料「板碑銘(拓本) 東京大学史料編纂所所蔵資料 00203030」)

#44.4.2 管理者

管理者は、エレメントである。

管理者とは、個別資料に対して管理権を有する個人・家族・団体である。

東京大学. 史料編纂所

(関連元: 個別資料「板碑銘(拓本) 東京大学史料編纂所所蔵資料 00203030」)

#44.4.3 個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体

個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体は、エレメントである。

個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体とは、個別資料と関連を有する、所有者または管理者以外の個人・家族・団体である。

個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体には、収集者、献辞者、キュレーター、製本者、修復者などが含まれる。

手書き注釈者: 森, 鷗外, 1862-1922

(関連元: 個別資料「名譽新誌 / 佐田白茅編輯. — 東京: 大來社, [1800 年代] 東京大学総合図書館鷗外文庫所蔵資料 0004328654」)

献辞者: 徳富, 蘇峰, 1863-1957

(関連元: 個別資料「丹鉛總録, 27 卷 / (明) 楊慎著集; (明) 梁佐校刊. — [出版地不明]: [出版者不明], [出版日付不明] 同志社大学図書館所蔵資料」)

修復者: 東京大学. 史料編纂所. 保存技術室

(関連元: 個別資料「慈鎮和尚夢想記 東京大学史料編纂所所蔵資料 00199807」)